

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(当
の翌日は、そ
の翌日)

規 則

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十一年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十六号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則(昭和二十八年十月鳥取県規則第七十号)の一部を次のように改正する。

第十二条の見出しを「(保護施設設置届書等)」に改め、同条第一項を次のように改める。

法第四十条第二項の規定による届出は、様式第四十二号の保護施設設置届書によらなければならない。

様式第四十二号を次のように改める。

目 次

- ◇規 則
 - 生活保護法施行細則の一部を改正する規則
 - 老人福祉法施行細則の一部を改正する規則
 - 鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則の一部を改正する規則
 - 保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則
 - 理学療法士及び作業療法士修学資金貸付規則の一部を改正する規則
 - 鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則
 - 鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則
 - 鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則
 - 鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則
 - 鳥取県地域改善対策大学奨学資金貸与規則の一部を改正する規則
- ◇公安規則
 - 鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則
 - 警察職員の定員の配分に関する規則の一部を改正する規則
- ◇県議会規則
 - 鳥取県議会議事事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則
- ◇県議会告示
 - 鳥取県議会議事事務局処務規程の一部改正

昭和六十一年三月三十一日

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

様式第42号

昭和 年 月 日

市町村長 閣

鳥取県知事 殿

保護施設設置届書

保護施設を保護施設設備計画書のとおり設置するので、生活保護法第40条第2項の規定により届け出ます。

備考 次の書類を添付すること。

- 1 保護施設設備計画書(様式第60号)
- 2 その市町村の区域外に設置する場合は、設置する区域の市町村の同意書
- 3 収容利用者名簿

鳥取県規則第十七号

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

老人福祉法施行細則(昭和三十九年十二月鳥取県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の一条を加える。

(老人ホーム設置届)

第五条の二 法第十五条第二項の規定による届出は、老人ホーム設置届(様式第十四号の二)を提出してしなければならない。

第六条中「第二条第一項又は」を削る。

第七条中「第十五条第二項」の下に「又は第三項」を加え、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第八条を次のように改める。

(老人ホーム事業変更届等)

第八条 省令第四条第一項、第三項又は第四項の規定による届出は、老人ホーム事業変更届(様式第十七号)を提出してしなければならない。

2 省令第四条第二項の規定による認可を受けようとする者は、老人ホーム収容定員減少時期認可申請書(様式第十八号)を知事に提出しなければならない。

第八条の次に次の一条を加える。

(老人ホーム廃止(休止)届)

第八条の二 法第十六条第一項の規定による届出は、老人ホーム廃止(休

鳥取県知事 西 尾 邑 次

様式第14号の2

老人ホーム設置届

年 月 日

鳥取県知事 殿

設置者
代表者氏名

㊦

老人福祉法第15条第2項の規定により下記のとおり老人ホームを設置したいので、届け出ます。

記

- 1 老人ホームの名称
種類
位置
- 2 老人ホームの付近の状況
- 3 建物の規模及び構造
- 4 設備の概要(別紙)
- 5 老人ホームの運営方針
- 6 収容定員
- 7 職員の定数及び職務の内容
- 8 老人ホームの長その他主な職員の氏名及び経歴(別紙)
- 9 事業開始予定年月日

止)届(様式第十九号)を提出してしなければならない。
第十三条中「第六条」を「第五条の二」に改める。
様式第十四号の次に次の様式を加える。

様式第十五号中「第15条第2項の規定により」を「第15条第3項の規定により下記のとおり」及び「附近」を「付近」と改め、「(設置者が社会福祉法人及び日本赤十字社の場合のみ記載すること。)」を記す。

様式第17号

老人ホーム事業変更届

年 月 日

鳥取県知事 殿

設置者
代表者氏名

㊦

下記のとおり
第4条第1項(第3項・第4項)の規定により届け出ます。

記

- 1 老人ホームの名称
- 2 変更しようとする事項
変更前
変更後
- 3 変更の理由
- 4 変更の時期

備考 老人福祉法施行規則第4条第4項の規定による届出の場合は、新任者の経歴を添付すること。

様式第十九号を次のように改める。

様式第十六号中「認可を受けた」を「届出をした(認可を受けた)」とし、「開始したので」を「開始したので、老人福祉法施行規則第7条の規定により」に改める。
様式第十八号を削る。
様式第十七号中「第4条第1項」を「第4条第2項」に改め、同様式を様式第十八号とし、様式第十六号の次に次の様式を加える。

様式第19号

老人ホーム廃止(休止)届
年 月 日

鳥取県知事

殿

設置者
代表者氏名

㊦

下記のとおり老人ホームを廃止(休止)したいので、老人福祉法第16条第1項の規定により届け出ます。

記

- 1 老人ホームの名称
- 2 廃止(休止)の理由
- 3 現に収容している者に対する措置
- 4 廃止の時期(休止の予定期間)

様式第二十号中「第16条第2項」を「第16条第2項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十一年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十八号

鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則(昭和四十五年四月鳥取県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号中「心身障害者障害証明書」を「障害証明書」に改める。

第八条第一項中「掛金等の減額」を「掛金等の減免」に、「減額後の掛金等の額」を「掛金等の額から減免する額」に改め、同条第二項を削る。別表第二を次のように改める。

区 分	減 免 す る 額
一 生活保護法(昭和二十五年法律百四十四号)第六条第一項に規定する被保護者である者	心身障害者のうち一人についての掛金等の額の十分の七に相当する額と心身障害者のうち一人を除いた心身障害者についての掛金等の額との合計額
二 一に掲げる者以外の者で、市町村民税を課されている者がいない世帯に属するもの	心身障害者のうち一人についての掛金等の額の十分の五に相当する額と心身障害者のうち一人を除いた心身障害者についての掛金等の額の十分の七に相当する額との合計額
三 一及び二に掲げる者以外の者で、市町村民税の所得割を課されている者がいない世帯に属するもの	心身障害者のうち一人についての掛金等の額の十分の二に相当する額と心身障害者のうち一人を除いた心身障害者についての掛金等の額の十分の七に相当する額との合計額
四 一から三までに掲げる者以外の者で、二人以上の心身障害者について加入するもの	心身障害者のうち一人を除いた心身障害者についての掛金等の額の十分の七に相当する額

様式第4号 (第4条関係)

障 害 証 明 書

様式第四号を次のように改める。

		整理番号	
① 障害者の 氏名・性別	(フリガナ)		男 女
		② 生年 月日	明 大 昭 年 月 日
障 害 の 状 況	③ 1 精 神 薄 弱		A (重度) ・ B
	④ 2 身 体 障 害	ア 障 害 の 種 類	視覚・聴覚・平衡機能、音声・そしやく・言語機能、肢体不自由(上肢・下肢・体幹・運動機能)、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸機能
		イ 障 害 の 程 度	身体障害者福祉法施行規則別表による。 1級 ・ 2級 ・ 3級
	⑤ 3 そ の 他 の 障 害	ア 障 害 名	(主障害名) (その他の障害名)
		イ 障 害 の 程 度	
⑥ 就 労 の 有 無	有 (職種 平均月収額) ・ 無		
⑦ 日常生活の介助の必要度	1 極めて介助の必要がある。 2 かなり介助の必要がある。 3 ほとんど介助の必要がない。		
⑧ 上記事項についての特記事項			
⑨ 療育手帳、身体障害者手帳所持の有無	有 療育手帳 (記号番号) 身障手帳 (記号番号) ・ 無		
⑩ 障害基礎年金、特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当受給の有無	有 障害基礎・特児 (証書の記号番号) 特障・障児・福祉手当 (認定通知交付番号) ・ 無		
⑪ 児童相談所、精神薄弱者・身体障害者更生相談所の判定の有無	有 (判定機関名) (判定年月日) ・ 無		
⑫ 施設入所の有無	有 (施設の種類の) ・ 無		
⑬ 証明機関	上記のとおり証明します。		年 月 日
	所在地 名 称		印

様式第九号の備考を次のように改める。

備考 減免を受ける種田を請する世帯村長の発行する証明書添付すること。

附 則

- 1 この規則は、昭和六十一年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の前日から引き続き二人以上の心身障害者について加入している者に対する掛金又は加算掛金の減免については、なお従前の例による。

保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十一年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十九号

保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則

保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則（昭和四十四年三月鳥取県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。
題名中「保健所」の下に、「食肉衛生検査所」を加える。

第一条中「保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の徴収に関する条例」を「保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の徴収に関する条例」に改め、「保健所」の下に、「食肉衛生検査所」を加える。

別表中「二百八十円」を「三百円」に改める。

附 則

この規則は、昭和六十一年四月一日から施行する。

理学療法士及び作業療法士修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十一年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十号

理学療法士及び作業療法士修学資金貸付規則の一部を改正する規則
理学療法士及び作業療法士修学資金貸付規則（昭和四十九年三月鳥取県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「一万三千元」を「二万二千元」に改める。

附 則

- 1 この規則は、昭和六十一年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に修学資金の貸付けを受けていた者で施行日以後引き続き貸付けを受けるものに係る

修学資金の額は、この規則による改正後の理学療法士及び作業療法士修学資金貸付規則第四条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十一年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十一号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則（昭和三十一年一月鳥取県規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第二十八号を次のように改める。

二十八、削除

別表第三十一号を次のように改める。

三十一 理容師試験又は美容師試験の学科試験又は実地試験の合格証明

書の交付手数料 千六百元

別表第三十一号の次に次の一号を加える。

三十一の二 理容師試験又は美容師試験の合格証明書の交付手数料 千

六百元

別表第三十五号を次のように改める。

三十五 削除

別表第七十七号中「四百円」を「四百三十円」に、「百五十円」を「七十円」に、「七百元」を「八百円」に改め、同表第四百七号中「三十円」を「四十円」に、「三十五円」を「四十五円」に改め、同表第二百四号中「九百元」を「千二百円」に改め、同表第二百五号中「八百円」を「千円」に改め、同表第二百六号中「二千円」を「二千三百円」に、「一万一千円」を「一万二千五百円」に改め、同表第二百七号中「八百円」を「千円」に改める。

附 則

この規則は、昭和六十一年四月一日から施行する。

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十一年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十二号

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

鳥取県収入証紙規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号(3)中「第十六条の三」を「第十六条の四第一項」に、「第十七条の九」を「第十七条の十一第一項」に改め、同号(5)中「保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の徴収に関する条例」を「保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の徴収に関する条例」に改め、同号中(3)から(7)までを削り、(8)を(7)とし、(6)から(3)までを三ずつ繰り

下げ、(15)の次に次のように加える。

- (16) 理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第四条の十八第一項の規定に基づく手数料
 - (17) クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第七条の十八第一項の規定に基づく手数料
 - (18) 美容師法（昭和三十三年法律第六十三号）第四条の十八第一項の規定に基づく手数料
- 別表第一第一号中(41)から(43)までを削り、(44)を(41)とし、以下三ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、昭和六十一年四月一日から施行する。

教育委員会規則

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十一年三月三十一日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

鳥取県教育委員会規則第一号

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立学校管理規則（昭和五十一年四月鳥取県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表の二の表中

白兔養護学校

小学部	小学部
中学部	中学部
三年	六年
鳥	

取市伏野字荒神谷一五五〇の一

を

倉吉養護学校	白兔養護学校	
	小学部	小学部
高等部	中学部	中学部
普通科	三	六
三	三	六

に改める。

附 則

この規則は、昭和六十一年四月一日から施行する。

鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十一年三月三十一日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

鳥取県教育委員会規則第二号

鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則

鳥取県育英奨学資金貸与規則（昭和三十五年七月鳥取県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第三条の表中「七千円」を「八千円」に、「二万円」を「二万千円」に、「二万九千円」を「三万円」に改める。

附 則

1 この規則は、昭和六十一年四月一日から施行する。

2 昭和六十一年四月一日前から引き続き奨学資金の貸与を受けている者（貸与を休止されている者を含む。）及びその補充として奨学資金の貸与を受けることとなる者に係る奨学資金（同日以後高等学校に在学する者については、高等学校に在学する期間分に限る。）の額については、なお従前の例による。

鳥取県地域改善対策大学奨学資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十一年三月三十一日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

鳥取県教育委員会規則第三号

鳥取県地域改善対策大学奨学資金貸与規則の一部を改正する規則

鳥取県地域改善対策大学奨学資金貸与規則（昭和五十七年九月鳥取県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第四条第四号中「昭和十九年法律第三十号」を「昭和五十九年法律第六十四号」に改める。

第五条の表中「二万九千円」を「三万円」に、「四万九千円」を「五万二千元」に改める。

附 則

この規則は、昭和六十一年四月一日から施行する。

公安委員会規則

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十一年三月三十一日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

鳥取県公安委員会規則第一号

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県警察の組織に関する規則（昭和三十七年十月鳥取県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第五条中第十一号を第十二号とし、第六号から第十号までを一号づつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 電子計算組織の運用に関すること。

第七条中「五課」を「三課」に改め、「防犯課」「少年課」を削る。

第九条及び第九条の二を削り、第十条を第八条の三とし、第十条の二を第八条の四とし、同条の次に次の四条を加える。

（防犯部の分課）

第九条 防犯部に、次の三課を置く。

防犯少年課

生活保安課

外 勤 課

(防犯少年課の所掌事務)

第十条 防犯少年課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 防犯警察の運営に関する調査及び企画に関すること。
- 二 犯罪の予防に関すること。
- 三 酩酊者、^{めいてい}家出人、迷い子その他応急の救護を要する者の保護に関すること。
- 四 酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和三十六年法律第百三号）の施行に関すること。
- 五 警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）の施行に関すること。
- 六 風俗関係事犯の取締りに関すること。
- 七 売春関係事犯の取締りに関すること。
- 八 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）の施行に関すること。
- 九 犯罪統計に関すること。
- 十 少年非行の防止に関する調査及び企画に関すること。
- 十一 少年指導委員に関すること。
- 十二 少年の補導に関すること。
- 十三 少年の福祉を害する犯罪の取締りに関すること。
- 十四 未成年者喫煙禁止法（明治三十三年法律第三十三号）及び未成年者飲酒禁止法（大正十一年法律第二十号）の規定による未成年者の喫煙及び飲酒の取締りに関すること。

十五 前各号に掲げるもののほか、部内の他課の所掌に属しないこと。

(生活保安課の所掌事務)

第十条の二 生活保安課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）の施行に関すること。
 - 二 火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）の施行に関すること。
 - 三 危険物関係事犯の取締りに関すること。
 - 四 麻薬関係事犯の取締りに関すること。
 - 五 覚せい剤関係事犯の取締りに関すること。
 - 六 公害関係事犯の取締りに関すること。
 - 七 保健衛生関係事犯の取締りに関すること。
 - 八 質屋営業法（昭和二十五年法律第百五十八号）、古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）及び金属屑業条例（昭和二十七年七月鳥取県条例第三十一号）の施行に関すること。
 - 九 経済関係事犯の取締りに関すること。
 - 十 前各号に掲げるもののほか、他課の所掌に属しない法令違反の取締りに関すること。
- (外勤課の所掌事務)
- 第十条の三 外勤課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。
- 一 外勤警察に関すること。
 - 二 警衛に関すること。
 - 三 水上警察に関すること。
 - 四 警ら用無線自動車の運用に関すること。

五 列車その他の交通機関への警乗に関すること。

六 雑踏警備に関すること。

七 水難、山岳遭難その他の事故における人命の救助及びこれらの事故防止に関すること。

八 警察通信に関すること。

第十一条中「警備課」を「警備第一課」に、「警ら課」を「警備第二課」に改める。

第十二条及び第十三条を次のように改める。

(警備第一課の所掌事務)

第十二条 警備第一課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

一 警備警察の運営に関する調査及び企画に関すること。

二 警備情報の収集、整理その他警備情報に関すること(警備第二課の所掌に属するものを除く。)

三 次に掲げる犯罪の捜査に関すること。

イ 刑法(明治四十年法律第四十五号)第二編第二章及び第三章に規定する犯罪

ロ 破壊活動防止法(昭和二十七年法律第二百四十号)に規定する犯罪

ハ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六

条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法(昭和二十七年法律第三百三十八号)第六条及び第七条に規定する犯罪

ニ 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法(昭和二十九年法律第

百六十六号)に規定する犯罪

ホ 外国人登録法(昭和二十七年法律第二百五号)に規定する犯罪

へ 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)及び日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法(昭和四十年法律第四百十六号)に規定する犯罪

四 前各号に掲げるもののほか、部内の他課及び機動隊の所掌に属しないこと。

(警備第二課の所掌事務)

第十三条 警備第二課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

一 緊急事態に対処するための計画及びその実施に関すること。

二 警備方針の策定及びその実施に関すること(外勤課の所掌に属するものを除く。)

三 警護に関すること。

四 災害情報の収集に関すること。

五 防災機関との協力援助に関すること。

六 極端な国家主義的な主張に基づく暴力主義的活動に関する警備情報の収集整理その他これらの活動に関する警備情報に関すること。

七 警備犯罪の捜査に関すること(警備第一課の所掌に属するものを除く。)

八 非常招集に関すること。

九 管区機動隊及び第二機動隊に関すること。

第二十條の二を削る。

附 則

1 この規則は、昭和六十一年四月一日から施行する。

課署別 職員別	警 察 官						一般 職員
	警視	警部	警部補	巡査 部長	巡査	計	
秘 書 課	2	1	1	1		5	14
会 計 課	1	1				2	17
警 務 課	2	4	3	1		10	14
教 養 課	1	2	4			7	2
厚 生 課		1				1	9
監 察 官 室	1	1	3			5	1
捜 査 第 一 課	2	5	10	16	12	45	8
捜 査 第 二 課	1	4	5	8		18	2
鑑 識 課	1	1	2	2	1	7	10
科学捜査研究所							10
防 犯 少 年 課	3	2	4	4		13	7
生 活 保 安 課	1	2	3	4		10	2
外 勤 課	1	5	5	4		15	8
警 備 第 一 課	2	4	7	15		28	4
警 備 第 二 課	1	2	3	4		10	2
機 動 隊	1	1	1	3	21	27	1
交 通 企 画 課	2	4	4	3		13	11
交 通 指 導 課	1	3	3	6		13	1
運 転 免 許 課	3	1	3	3		10	29
交 通 機 動 隊	1	1	3	9	28	42	1
警 察 学 校	1	3	6	4	21	35	5
小 計	28	48	70	87	83	316	158
岩 美 警 察 署	1	2	4	9	16	32	3
鳥 取 警 察 署	2	6	19	58	96	181	16
郡 家 警 察 署	1	2	5	19	24	51	4
智 頭 警 察 署	1	2	4	7	13	27	3
浜 村 警 察 署	1	2	4	10	16	33	3
倉 吉 警 察 署	2	5	13	34	50	104	11
八 橋 警 察 署	1	2	5	13	15	36	4
米 子 警 察 署	2	6	19	63	115	205	18
境 港 警 察 署	1	4	8	19	24	56	8
溝 口 警 察 署	1	2	4	8	11	26	3
黒 坂 警 察 署	1	2	4	7	14	28	3
小 計	14	35	89	247	394	779	76
合 計	42	83	159	334	477	1,095	234

警察職員の定員の配分に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

2 刑事訴訟法第百八十九条及び第百九十九条第二項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則（昭和二十九年七月鳥取県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。
 第二条第二号中「刑事部」の下に「防犯部」を加える。

昭和六十一年三月三十一日

鳥取県公安委員会規則第二号

警察職員等の定員の配分に関する規則の一部を改正する規則

警察職員等の定員の配分に関する規則（昭和五十三年三月鳥取県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条の表を次のように改める。

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

附 則

この規則は、昭和六十一年四月一日から施行する。

県 議 会 規 則

鳥取県議会議事事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十一年三月三十一日

鳥取県議会議長 野 津 英 顕

鳥取県議会議事規則第一号

鳥取県議会議事事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県議会議事事務局の組織等に関する規則（昭和四十三年十一月鳥取県議会議事規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中 「議事課」 を「議事調査課」に改め、同条第二項の表中

議 事 課	議事係・記録係
調 査 課	総務教育係・民生係・農林水産係・土木商工係

議事調査課	議事係・総務教育係・民生係・農林水産係・土木商工係
-------	---------------------------

に改

を

める。

第五条第五項中「課務」を「課又は室務」に改める。

附 則

この規則は、昭和六十一年四月一日から施行する。

県 議 会 告 示

鳥取県議会議事規則第一号

鳥取県議会議事事務局処務規程（昭和三十八年四月鳥取県議会議事告示第二号）の一部を次のように改正する。

昭和六十一年三月三十一日

鳥取県議会議長 野 津 英 顕

第一条議事課の項中「議事課」を「議事調査課」に改め、同項第二号中「特別委員会の会議及び公聴会」を「及び特別委員会」に改め、同項第三号中「議員全員協議会」を「及び議員全員協議会」に改め、同項第五号中「その他」を「その他」に、「文書の取り扱い」を「事項」に改め、同項第七号中「取り扱い」を「取扱い」に改め、同項に次の七号を加える。

十一 議員の委嘱に係る調査、研究等に関すること。

十二 法令その他政府及び県の諸施策に対する調査研究に関すること。

十三 審査資料の収集配布に関すること。

十四 条例案、決議案、意見書案及び祝辞、挨拶等の立案に関すること。

十五 県行政に関する調査及び資料の提供に関すること。

十六 議会の広報、資料等刊行物の企画、編さん及び発行に関すること。

十七 その他一般調査研究に関すること。

第一条調査課の項を削る。

第五条議事課長の項中「議事課長」を「議事調査課長」に改め、同項に次の三号を加える。

六 定例的な広報及び資料提供に関すること。

七 軽易な調査資料の収集に関すること。

八 各種情報の収集に関すること。

第五条調査課長の項を削る。

第六条第二項中「以上」を削る。

附 則

この告示は、昭和六十一年四月一日から施行する。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千七百円(送料を含む。)】